

やまがたウクライナ避難民支援金事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、寄附金等取扱規程（令和4年12月2日施行。以下「規程」という。）に基づき受領するウクライナ避難民支援寄附金（以下「寄附金」という。）により行うやまがたウクライナ避難民支援金事業（以下「支援金事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援金事業の内容）

第2条 支援金事業の内容は次のとおりとし、予算の範囲内で事業を行う。

- （1）ウクライナからの避難民が本県に避難するために要する経費の支援
- （2）ウクライナからの避難民が山形県内で生活するために要する経費の支援

（支援金事業の対象者等）

第3条 支援金事業の対象者等は、次のとおりとする。

- （1）前条（1）については、別表1のとおりとする。
- （2）前条（2）については、別表2のとおりとする。

（補 則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

別表 1 第 3 条 (1) 関係の対象者等

項目	内容
支給対象者	次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。） (1) 出入国在留管理庁が発行するウクライナ避難民であることを証明するカードを所有し、やまがたウクライナ避難民支援金（以下「支援金」という。）の支給を申請する日において山形県内の市町村に住民票を有する者 (2) 身元保証人が、公益財団法人日本財団が行う「日本に避難するウクライナ国民に対する人道支援」のうち、支給対象者に係る渡航費の支援を受けていない者 2 前の各号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支給対象者とならない。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。） (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの (4) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの (5) 支給対象世帯の構成員及び身元保証人がいる場合は、それぞれ前 4 号のいずれかに該当するもの
支給金額	以下に掲げる経費の実費又は 15 万円／人のいずれか低い額とする。 ・ウクライナから日本への渡航費（山形県内への国内移動費を含む。） - 国外航空券、国内移動費用（飛行機、新幹線、高速バス、タクシー、高速道路や駐車場の利用料金等）
受給権者	支給対象者本人又は身元保証人
支給の方式	支援金の支給を受けようとする者は、別表 3 に規定する書類を理事長に提出し、申請を行うものとする。 2 書類の提出は、原則として、公益財団法人山形県国際交流協会への持参又は理事長が定める送付先への郵送等により行うものとする。 3 支援金の支給は、支給対象者又は身元保証人の金融機関の口座への振り込みによるものとする。
支給の決定	理事長は、提出された書類を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給を決定し、支給決定を受けた者（以下「支給決定を受けた者」という。）に対し通知を行い、支援金を支給する。
申請書等の不備等の取扱い	提出された書類に不備等があり、理事長が補正等を求めたにもかかわらず、申請者において不備等の解消がなされず、理事長が指定する期限までに不備等の補正に至らなかったときは、当該申請は取り下げられた

	ものとみなす。 2 理事長が支給決定を行った後、支給決定を受けた者の責に帰すべき事由により、理事長が指定する期日までに支援金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとする。
不当利得の返還	理事長は、支給決定を受けた者が支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合等は、支援金の支給決定を取り消すものとする。 2 理事長は、前項により支給決定を取り消した場合には、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。なお、支援金の返還時に必要となる理事長が指定する口座への振込手数料等の費用は、当該返還を命じられた者が負担するものとする。
その他	必要な事項については理事長が別に定める。

別表2 第3条(2)関係の対象者等

項目	内容
支給対象者	次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）が属する世帯（以下「支給対象世帯」という。） (1) 出入国在留管理庁が発行するウクライナ避難民であることを証明するカードを所有し、やまがたウクライナ避難民支援金（以下「支援金」という。）の支給を申請する日において山形県内の市町村に住民票を有する者 (2) ロシアがウクライナに侵攻した2022年2月24日以降にウクライナから出国した者で、特段の事情があるものとして理事長が認めた者で、支援金の支給を申請する日において山形県内の市町村に住民票を有する者 2 前の各号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支給対象者とならない。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。） (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの (4) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの (5) 支給対象世帯の構成員及び身元保証人がいる場合は、それぞれ前4号のいずれかに該当するもの
支給金額	1 世帯につき20万円とする。ただし、支給対象者が3人以上の世帯は10万円を加算した額を支給する。
受給権者	支給対象世帯の世帯主とする。
支給の方式	支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、別表4に規定する書類を理事長に提出し、申請を行うものとする。 2 書類の提出は、原則として、公益財団法人山形県国際交流協会への持参又は理事長が定める送付先への郵送等により行うものとする。 3 支援金の支給は、支給対象世帯の世帯主の金融機関の口座への振り込みによるものとする。 4 支援金の申請は、対象世帯につき原則1回とする。ただし、対象世帯が支援金を受給した後、同一対象世帯内に3人目の支給対象者が加わった場合は、追加で10万円を申請することができる。
支給の決定	理事長は、提出された書類を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給を決定し、支給決定を受けた世帯の世帯主（以下「支給決定を受けた者」という。）に対し通知を行い、支援金を支給する。

申請書等の不備等の取扱い	提出された書類に不備等があり、理事長が補正等を求めたにもかかわらず、申請者において不備等の解消がなされず、理事長が指定する期限までに不備等の補正に至らなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。 2 理事長が支給決定を行った後、支給決定を受けた者の責に帰すべき事由により、理事長が指定する期日までに支援金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとする。
不当利得の返還	理事長は、支給決定を受けた者が支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合等は、支援金の支給決定を取り消すものとする。 2 理事長は、前項により支給決定を取り消した場合には、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。なお、支援金の返還時に必要となる理事長が指定する口座への振込手数料等の費用は、当該返還を命じられた者が負担するものとする。
その他	必要な事項については理事長が別に定める。

別表 3

	書類の名称
A 支給対象者に関する書類	
1	パスポートの写し ・ 本人確認ができるページ ・ 上陸許可証印（シール）を貼付しているページ
2	在留カードの写し（両面）
3	出入国在留管理庁が発行するウクライナ避難民であることを証明するカードの写し
4	移動にかかる領収書等（航空券に関する書類は、搭乗者である支給対象者名が記載されていること）
B 金融機関への支援金振込に関する書類	
1	通帳等の写し ・ 金融機関名、口座番号、口座名義が確認できるもの
2	B 1 が身元保証人のものの場合 ・ 委任状
C やまがたウクライナ避難民支援金に関する同意書（別紙）	
D その他理事長が必要と認める書類 ※該当がある場合のみ提出	

別表 4

	書類の名称
A 世帯に関する書類（１～３は支給対象者全員分）	
1	パスポートの写し ・ 本人確認ができるページ ・ ビザを貼付しているページ ・ ウクライナからの出国日が確認できるページ（支給対象者の（２）に該当する場合）
2	在留カードの写し（両面）
3	出入国在留管理庁が発行するウクライナ避難民であることを証明するカードの写し
4	支給対象者が属する世帯の住民票謄本の写し （支給対象者以外の世帯構成員がいる場合のみ）
B 金融機関への支援金振込に関する書類	
1	世帯主の通帳等の写し ・ 金融機関名、口座番号、口座名義が確認できるもの
C やまがたウクライナ避難民支援金に関する同意書（別紙）	
D その他理事長が必要と認める書類 ※該当がある場合のみ提出	